

訪問看護ステーション 重要事項説明書(医療)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社R&M
主たる事務所の所在地	〒952-0318 新潟県佐渡市真野新町448番地
代表者(職名・氏名)	代表取締役 若林 理恵
設立年月日	令和6年4月15日
電話番号	0259-58-7422

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	どんぐり訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒952-0318 新潟県佐渡市真野新町448番地	
電話番号	0259-58-7422	
指定年月日・事業所番号	令和6年6月1日指定	1562290054
管理者の氏名	服部 倫代	
通常の事業の実施地域	佐渡市 国中圏域(佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで(訪問時間は概ね9時30分から) ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間可能な体制を整えるものとします。

5. 事業所の職員体制 管理者・看護師1名 看護師2名以上

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 5 人 非常勤 1人	理学療法士等	常勤 1 人 非常勤 1 人

6. サービスの方法

当事業所の看護師が作成する訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

7. 支払方法及び支払日

別紙に提示しました利用者負担分の金額は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は翌営業日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。(別紙記載)
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(末日が休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払い下さい。
振込み	サービスを利用した月の翌月の末日までに、こちらが指定した口座へ振込みにてお支払い下さい。その際の振込手数料はご負担願います。

8. 訪問看護サービスの内容

- 身体状況や病状の観察と療養指導
- 栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- 機能訓練などのリハビリテーション
- 認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- 小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ターミナルケア
- 介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理(主治医の指示がある場合)

9. 訪問看護の提供について

(1) 訪問回数は1日1回、3回/週までのご利用が可能です。

(2) 1回の訪問時間は30～90分となります。

※ 病気・状態により、複数の訪問看護ステーションの利用や複数回の訪問、4回/週以上の訪問が可能な場合もあります。

(3) ご自宅への訪問看護になります。病院・関連機関への訪問看護は原則実施していません。

(4) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間なども地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。

(5) 緊急時や長時間訪問が必要な場合には対応させていただきますが、希望に添えない場合もあることをご了承ください。

(6) 訪問車両での送迎は実施していません。

10. サービス利用料及び利用者負担 料金表をご参照ください。

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	1,000 円

11. ご利用にあたってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- (2) やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

12. 事故発生時の対応

- (1) 当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。
- (2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。
- (3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	株式会社R&M(アールアンドエム) どんぐり訪問看護ステーション 管理者 服部 倫代 TEL 0259-58-7422
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

➤ 佐渡市 高齢福祉課 介護保険係 TEL 0259-63-3790
➤ 新潟県国民健康保険団体連合会 TEL 025-285-3022

14. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電 話 番 号	

訪問看護医療保険の料金表

訪問看護基本療養費					算定料		
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師、保健師、助産師の場合		週3日目まで		5,550円		
			週4日目以降		6,550円		
	准看護師の場合		週3日目まで		5,050円		
			週4日目以降		6,050円		
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合				5,550円		
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合				12,850円		
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	看護師、保健師、助産師の場合		同一建物、同 一日2人	週3日目まで	5,550円		
				週4日目以降	6,550円		
			同一建物、同 一日3人以上	週3日目まで	2,780円		
				週4日目以降	3,280円		
	准看護師の場合		同一建物、同 一日2人	週3日目まで	5,050円		
				週4日目以降	6,050円		
			同一建物、同 一日3人以上	週3日目まで	2,530円		
				週4日目以降	3,030円		
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 の場合		同一建物、同一日2人		5,550円		
			同一建物、同一日3人以上		2,780円		
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問				12,850円		
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	指定訪問看護を受けようとする者(入院中のものに限る)であり一時的に外泊をしている者(厚生労働大臣が定める者)				8,500円		
訪問看護基本療養費の加算①			算定料	訪問看護基本療養費の加算②		算定料	
難病等複数回 訪問加算	1日2回	同一建物2人 以下	4,500円	複数名訪問看 護加算	看護師、保健師、 助産師、理学療法 士、作業療法士、 言語聴覚士と同行	同一建物2 人以下	4,500円
		同一建物3人 以上	4,000円			同一建物3 人以上	4,000円
	1日3回以上	同一建物2人 以下	8,000円		准看護師と同行	同一建物2 人以下	3,800円
		同一建物3人 以上	7,200円			同一建物3 人以上	3,400円
緊急訪問看護 加算	月14日目まで		2,650円		その他職員と 同行	同一建物2 人以下	3,000円
	月15日目以降		2,000円			同一建物3 人以上	2,700円
乳幼児加算(6 歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円		その他職員と同行【厚生労働大臣 が定める場合】1 日1回	同一建物2 人以下	3,000円
	上記以外の場合		1,300円			同一建物3 人以上	2,700円
長時間訪問看護加算			5,200円		その他職員と同行【厚生労働大臣 が定める場合】1 日2回	同一建物2 人以下	6,000円
夜間早朝訪問看護加算			2,100円			同一建物3 人以上	5,400円
深夜訪問看護加算			4,200円		その他職員と同行【厚生労働大臣 が定める場合】1 日3回以上	同一建物2 人以下	10,000円
特別地域訪問看護加算			所定額の 50／100			同一建物3 人以上	9,000円

訪問看護管理療養費			算定料	
月の初日の訪問の場合 (1月につき)		機能強化型訪問看護管理療養費1		13,230円
		機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030円
		機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700円
		1から3まで以外の場合		7,670円
月の2日目以降の訪問の場合 (1月につき)		訪問看護管理療養費1		3,000円
		訪問看護管理療養費2		2,500円
訪問看護管理療養費の加算①		算定料	訪問看護管理療養費の加算②	算定料
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	在宅患者連携指導加算	3,000円
	上記以外の場合	6,520円	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5,000円	看護・介護職員連携強化加算	2,500円
	上記以外の場合	2,500円	退院時共同指導加算	8,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円	特別管理指導加算	2,000円
	上記以外の場合	6,000円	訪問看護医療DX情報活用加算	50円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円		
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円		

その他の療養費		算定料
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1	1,500円
	訪問看護情報提供療養費2	1,500円
	訪問看護情報提供療養費3	1,500円
その他の療養費の加算		算定料
遠隔死亡診断補助加算		1,500円

ベースアップ評価料	算定料	ベースアップ評価料	算定料
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10(スコア95以上)	100円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1(スコア0以上)	10円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11(スコア125以上)	150円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2(スコア15以上)	20円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12(スコア175以上)	200円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3(スコア25以上)	30円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13(スコア225以上)	250円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4(スコア35以上)	40円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14(スコア275以上)	300円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5(スコア45以上)	50円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15(スコア325以上)	350円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6(スコア55以上)	60円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16(スコア375以上)	400円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7(スコア65以上)	70円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17(スコア425以上)	450円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8(スコア75以上)	80円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18(スコア475以上)	500円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9(スコア85以上)	90円		

15. 業務継続計画

災害発生時や感染症流行時には、一時的に休止や縮小した活動を余儀なくされることがあります。利用者様が安心して生活が続けられるよう、さど訪問看護ステーションと連携・協力しサービスを提供致します。